

北海道大学

令和4年度後期緊急授業料減免

申請のしおり

目 次

I : 後期緊急授業料減免について	1
○制度について	
1. 減免対象となる授業料	
2. 申請できる学生	
3. 減免対象条件	
4. 減免区分	
5. 重複申請について	
○申請について	
II : 申請書類の記入等について	5
○申請書類等について	
○記入上の注意（全体）	
○記入上の注意（個別）	
1. 北海道大学後期緊急授業料減免申請書 [緊急減免様式 F]	
2. 令和元年・令和2年・令和3年分収入申立書 [様式 C-1-1]	
3. 令和元年・令和2年・令和3年分年金申立書 [様式 C-2-1]	
4. 令和4年分収入見込申立書 [様式 C-3-1]	
5. 令和4年分年金見込申立書 [様式 C-4-1]	
6. 特別控除申立書 [様式 C-5]	
III : 注意事項・判定結果について	10
○判定結果が告知されるまでの注意事項	
○判定結果の告知・通知について	
IV : 緊急授業料減免に関する Q & A	11
V : 提出先	13
VI : 問い合わせ窓口	23

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難になった学生に対して、緊急授業料減免を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の理由により家計が急変した場合は、申請できません。

I：後期緊急授業料減免について

制度について

1. 減免対象となる授業料

今回の後期緊急授業料減免は、令和4年度後期授業料のみが対象です。

2. 申請できる学生

全ての正規学生（国費留学生を除く）

※学期の途中で休学、退学及び修了を予定している者は、申請できません。

3. 減免対象条件

下記条件を全て満たす者としします。※条件を満たさない者の申請はご遠慮ください。

- (1) 申請時に、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施した公的支援の受給証明書（写）を提出できる者、又は新型コロナウイルス感染症の影響により家計支持者の「令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の収入額」と「令和4年の収入見込額」を比較し、1/2以下（50%以上減少）となった者。

留学生の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、日本での収入額（母国からの送金額+奨学金+アルバイト等）について、「令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の収入額」と「令和4年の収入見込額」を比較し、1/2以下（50%以上減少）となった者。

渡日していない（帰国中の）留学生の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、家計支持者の「令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の収入額」と「令和4年の収入見込額」を比較し、1/2以下（50%以上減少）となった者。

※「公的支援」には、「令和2年度北海道大学緊急修学支援金」及び「学びの継続のための学生支援緊急給付金」は含みません。

※「令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の収入額」は、令和元年（平成31年）、令和2年、令和3年のいずれかを選んでください。令和元

年を選んだ場合は、令和元年1～12月の収入額を確認できる書類（給与明細書等、コピー可）の添付が必要です。令和2年を選んだ場合は、令和2年1～12月の収入額を確認できる書類（給与明細書等、コピー可）の添付が必要です。令和3年を選んだ場合は、令和3年1～12月の収入額を確認できる書類（給与明細書等、コピー可）の添付が必要です。

※令和4年の収入見込額は、令和4年7月・8月・9月の収入額合計を4倍した額とします。

※収入額を確認できる書類がない場合は「書類の不備」となり、「受付不可」または「不許可の判定」となりますので、ご注意ください。

※授業料相当分の奨学金を受給している学生は、申請できません。

(2)家計支持者の令和4年の収入見込額から、各種控除額（※）を差し引いた金額（判定収入額）が、収入基準額（※）を超えない者。

※各種控除額と収入基準額は申請書に記載しており、申請書に収入額や家族数等を入力することで、申請書上に結果が表示されるようになっています。

(3)本学が定める下記の学力基準を満たす者。

【学部学生】

○学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、令和4年度前期において通算GPAが2.7以上の者

○本年10月に入学した者は、上記の学力基準を満たしているものとします。

【大学院生】

○修士課程及び専門職学位課程

・学院（研究科）等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、令和4年度前期までの修得科目の学業成績の評定平均値が2.0（※）以上の者

※修得科目の秀：4，優：3，良：2，可：1とした総和を，修得した科目数で除した値

○博士課程

・学院（研究科）等において、優秀と認められた者

○本年10月に入学した者は、上記の学力基準を満たしているものとします。

(4)前年度に引き続き留年した者及び修業年限超過が1年を超える者ではないこと。

※授業料減免申請の取扱いでは、休学期間は修業期間に含みます。休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過が2年となります。

(5)日本人学部学生については、日本学生支援機構が実施する、高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していること。

※高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していることとは、①スカラネットへの入力完了した、②各種必要書類を大学に提出した、③マイナンバー関係書類を日本学生支援機構に郵送した、以上3つが

完了したものとします。

※申請（切り替え）を希望する者は、**令和4年10月14日（金）17時まで**に、**高等教育推進機構4番B窓口**で申請書類を受け取ってください。郵送を希望する者は、**令和4年10月13日（木）正午まで**に、下記宛に連絡してください。

連絡先 北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

011-706-7531（平日8:30～17:00）

※「給付奨学金（家計急変）」の詳細は日本学生支援機構の下記ページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

4. 減免区分

令和4年度後期授業料を「全額減免」とします。

ただし、本学の想定を超える対象者が確認された場合には、減免の内容（割合及び減免額）が予告なく変更になることがあります。

5. 重複申請について

今回の“後期**緊急**授業料減免”は、通常の“後期授業料減免”と重複して申請することができます。

ただし、日本人学部学生で、日本学生支援機構による高等教育の修学支援新制度に基づき、“後期授業料減免”に申請した者（様式Cを本学へ提出した者）のうち、通常の（家計急変でない）給付奨学金に申請中の者は、申請取り下げが必要となり、既に通常の給付奨学生となっている者は、家計急変への移行申請が必要となります。この取り下げや移行には、メリット・デメリットがありますので、慎重に検討してください。

申請について

- 1 申請は、学生が所属する学部・学院（研究科）等の事務へ提出（窓口を持参または郵送）することとします。学部等によっては、窓口を閉鎖している場合がありますので、事前に確認してください。持参・郵送による提出が困難な場合は、所属学部・学院（研究科）等の授業料減免担当窓口にご相談してください。
- 2 所属学部・学院（研究科）等により、受付窓口は異なります。また、郵送先住所は「V：提出先」（13～22ページ）に記載してありますのでご確認ください。
- 3 **申請締め切りは、令和4年10月21日（金）17時00分**です。

※消印有効ではありません。また、郵便事情は考慮しません。簡易書留等、記録の残る形式で郵送してください。

※締め切り時間を過ぎたものは、受付しません。後日、到着した場合は、受付す

ることなく返送します。

- 4 申請書類受付後、本しおり 1～2 ページに記載の減免対象条件を満たさないことが判明した場合は、申請書類を返却し、減免の判定を行いません。また、この場合、授業料の納入は猶予されません。
- 5 申請書類に不備（記入漏れや記載ミス、添付書類の不足）があった場合は、申請者（学生本人）に連絡し、別途指定する期日までに提出していただきます。それでも提出できなかった場合には「書類の不備」となり、「不許可」の判定となりますので、あらかじめご了承ください。

Ⅱ：申請書類の記入等について

申請書類等について

申請に必要な書類は、下記のとおりです。「様式F」は必ず提出し、「様式C-1」から「様式C-5」は該当するものを提出してください。

また、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施した公的支援を受けた者は、**受給証明書のコピー**を提出してください。

<申請書類様式>

1. 北海道大学後期緊急授業料減免申請書 [様式F]
2. 令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の1～12月分収入額を証明できる書類
 - ・令和元年・令和2年・令和3年分収入申立書 [様式C-1-1, C-1-2]
 - ・令和元年・令和2年・令和3年分年金申立書 [様式C-2-1, C-2-2]
3. 令和4年の収入見込額を証明できる書類
 - ・令和4年分収入見込申立書 [様式C-3-1, C-3-2]
 - ・令和4年分年金見込申立書 [様式C-4-1, C-4-2]
4. 特別控除の書類
 - ・特別控除申立書 [様式C-5]

記入上の注意（全体）

- ・申請書類は、必ず事前に確認の上、不備のないように入力したものを印刷してください。
- ・必要事項を正しく入力してください。入力漏れや誤入力等にご注意ください。
※ 誤入力、申請書類内の「減少率」や「申請の可否」に影響することがあります。
- ・「通学区分」等、選択回答項目については、プルダウンから選択してください。
- ・申請書類は、エクセルファイル（93-2003 ワークシート）です。様式ごとに、シートが分かれています。

記入上の注意（個別）

1. 北海道大学後期緊急授業料減免申請書〔様式F〕

- ・必要事項（「薄黄色」の部分）を入力・選択し、印刷してください。

・申請者

申請者は学生本人です。必要事項を全て入力してください。

・通学区分

自宅 = “実家” から通学している場合及び独立生計の場合。

留学生の場合、親が日本国内に居住していなければ「自宅」となります。

（ほとんどの留学生は「自宅」です。）

自宅外 = “実家” 以外から通学している場合。

留学生の場合、親が日本国内において別の家に居住していれば「自宅外」となります。

・独立生計

次の条件を全て満たしている者としてします。

- ①所得税法上、父母や配偶者等の扶養親族ではなく、②健康保険法上の被保険者となっており、③独立して生活するために必要な収入があり、④父母等と別居・独立している者

・家族数

本人を含めて、同一生計の家族数を入力してください。

・申請要件

「申請要件1」または「申請要件2」のうち、該当する方に○を付けてください。

なお、「申請要件1」に該当する場合であっても、「家計支持者及び所得」以下の入力及び収入額を確認できる書類の提出が必要です。また、「申請要件1」に該当する場合であっても、入力した結果、判定収入額が収入基準額を上回り、申請の可否欄に「申請不可×」と表示された場合は申請できません。

・家計支持者及び所得

「令和元年（平成31年）、令和2年もしくは令和3年の収入額」及び「令和4年の収入見込額」は、別に作成した「様式C-1-1」「様式C-2-1」「様式C-3-1」「様式C-4-1」から、収入額を入力してください。

なお、入力した結果、減少率が50%未満だった場合は申請できません。

・就学者控除額

在学中（小・中・高・高専・大学・専修学校生）の家族分は、氏名等必要事項及び⑤就学者控除額に該当する控除額を入力してください。

・特別控除額

該当する特別控除に○を付け、「障がい者がいる世帯」「長期療養者（6ヶ月以上）

がいる世帯」の場合は、その人数を入力してください。なお、この場合、特別控除申立書（様式C-5）の提出も必要です。

・申請の可否

判定収入額が収入基準額を上回り、「申請不可×」と表示された場合は申請できません。

・申請者（学生本人）欄

住所欄に郵便番号は入力不要です。

2. 令和元年・令和2年・令和3年分収入申立書 [様式C-1-1]

令和元年（平成31年）、令和2年、令和3年のいずれの収入額で申請するかを選び、必要事項を入力の上、印刷してください。

また、令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入額が確認できる書類（コピー可）を、様式C-1-2に貼って提出してください。確認できる書類がA4サイズの場合は、そのまま提出してください。令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入が確認できる書類がない場合は、「書類の不備」として「不許可」の判定となりますので、ご注意ください。

証明書類1枚で収入額の証明ができる場合は、「年間収入額」の欄に入力されている計算式を削除し、収入額を直接入力してください。

○収入額が確認できる書類（例）

- ・源泉徴収票
- ・確定申告書
- ・給与明細書
- ・通帳（通帳の場合は、口座名義が確認できる部分及び毎月の給与入金部分のコピーを添付してください。通帳が電子化されている場合は、パソコン画面のハードコピーやスクリーンショットでもかまいません。）

※給与明細書と通帳は組み合わせて証明してもかまいません。（例：1～5月は通帳、6～10月は給与明細、11月は通帳、12月は給与明細 等）

※留学生本人が、令和元年、令和2年もしくは令和3年の途中から日本に居住していた場合、令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入額は、「留学生本人の日本での収入額を12か月分相当に計算した額」とします。

※留学生本人が令和元年から令和3年までは日本以外に居住していた場合、令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入額は、家計支持者の収入額とします。この場合、令和4年の収入見込額も、家計支持者の令和4年収入見込額とします。

※留学生本人が令和元年、令和2年もしくは令和3年は日本に居住していたが、令和4年7～9月は帰国していた場合、令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入額は、家計支持者の収入額とします。この場合、令和4年の収入見込額も、家

計支持者の令和4年收入見込額とします。

3. 令和元年・令和2年・令和3年分年金申立書 [様式C-2-1]

必要事項を入力の上、印刷してください。

また、**令和元年、令和2年もしくは令和3年の年金額が確認できる書類（コピー可）**を、様式C-2-2に貼って提出してください。確認できる書類がA4サイズの場合は、そのまま提出してください。年金額が確認できる書類がない場合は、書類の不備として「不許可」の判定となりますので、ご注意ください。

○年金額が確認できる書類（例）

- ・年金振込通知書
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・確定申告書
- ・通帳（通帳の場合は、口座名義が確認できる部分及び毎月の給与入金部分のコピーを添付してください。通帳が電子化されている場合は、パソコン画面のハードコピーやスクリーンショットでもかまいません。）

4. 令和4年分収入見込申立書 [様式C-3-1]

必要事項を入力の上、印刷してください。

○給与所得者の場合（パートを含む）

勤務先発行の給与明細書の「支払金額（税込）」を入力してください。令和4年7月から令和4年9月の該当欄に収入額を入力すると、令和4年分収入見込額が自動で表示されます。

※令和4年分収入見込額 = (令和4年7月給与 + 8月給与 + 9月給与) × 4

※給与明細書が提出できない場合は、通帳のコピーでもかまいません（この場合は通帳の名義部分のコピーも添付してください）。

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年6月以降に退職（会社等の倒産を含む）し、給与明細書等を提出できない場合

①令和4年6月以降の給与振込口座の通帳のコピーを添付してください。

（令和4年6月分に給与の振込があること、及び令和4年7月以降の退職により給与が入金されていないことを確認します。）

②退職したことが確認できる書類のコピーを添付してください。

③失業給付金を受け取っている場合は、通帳のコピーを添付の上、失業給付金の受け取り額を収入として入力してください。

④退職金を受け取っている場合には、下記までご相談ください。

問い合わせ先 北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

011-706-7530（平日8:30～17:00）

○自営業者の場合

令和4年7月・8月・9月は当該月の「利益」を入力してください。令和4年7月から9月の該当欄に「利益」を入力すると、令和4年分収入見込額が自動で表示されます。

※令和4年分収入見込額＝（令和4年7月利益＋8月利益＋9月利益）×4

確認資料として、「利益」が確認できる資料（例：確定申告用の自己管理計算シート）のコピーを、様式C-3-2に貼って提出してください。令和4年7月・8月・9月の利益が確認できる書類がない場合は、「書類の不備」として「不許可」の判定となりますので、ご注意ください。なお、収入額が「ゼロ」の場合でも、様式C-3-1を作成の上、提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年6月以降に廃業（倒産を含む）し、「利益」が確認できる資料のコピーを提出できない場合は、下記までご相談ください。

問い合わせ先 北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

011-706-7530（平日8：30～17：00）

○留学生本人が令和元年から令和3年までは日本以外に居住していた場合

令和4年の収入見込額は、家計支持者の令和4年収入見込額とします。

○留学生本人が令和元年からは令和3年までは日本に居住していたが、令和4年7～9月は帰国していた場合

令和4年の収入見込額は、家計支持者の令和4年収入見込額とします。

5. 令和4年分年金見込申立書 [様式C-4-1]

必要事項を入力の上、印刷してください。

また、令和4年の年金額が確認できる書類（コピー可）を、様式C-4-2に貼って提出してください。令和4年の年金額が確認できる書類がない場合は、「書類の不備」として「不許可」の判定となりますので、ご注意ください。

○年金額が確認できる書類（例）

- ・年金振込通知書
- ・通帳（通帳の場合は口座名義が確認できる部分のコピーも添付してください）

6. 特別控除申立書 [様式C-5]

特別控除に該当する場合は、必要事項を入力してください。

証拠書類の添付は必要ありませんが、確認のため後日提出を求めることがあります。該当者が複数名の場合、1枚に全員を入力してもかまいません。

Ⅲ：注意事項・判定結果について

判定結果が告知されるまでの注意事項

- ・判定結果が告知されるまでは、当該学期の授業料の納付が猶予されますので、未納の場合は、授業料を納付しないでください。保護者等が、このことを知らずに振り込んでしまう場合がありますので、ご注意願います。
- ・授業料を納付済みで、判定結果が全額減免となった者には返金します。
- ・申請後、学籍に異動が生じる場合（休学、退学、修了等）は、速やかに所属学部・学院（研究科）等の窓口または高等教育推進機構4番B窓口に申し出てください。
- ・申請受付後、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。大学から連絡があった際には、速やかに対応してください。

判定結果の告知・通知について

- ・判定結果については、令和5年1月上旬に、掲示板及び本学ホームページ等にて告知する予定です。
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・学院（研究科）等の掲示板
- ・判定結果に係る掲示を確認後、決定通知書を次の窓口で受け取ってください。

課程	学年	受取窓口
学 部	学部1年生	高等教育推進機構4番B窓口
	水産学部2年生	
	上記以外	所属学部の担当窓口
大学院		所属学院（研究科）等の担当窓口

【注意事項】

1. 学部・学院（研究科）等によっては、決定通知書を郵送またはメールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。
 2. 決定通知は、通常の“後期授業料減免”と分けず、まとめた結果となります。したがって、重複申請していても、決定通知書は1枚です。
 3. 判定結果が全額減免以外の場合は、おって本学財務部経理課から「授業料納入のお知らせ」を送付しますので、案内に基づき授業料を納入してください。
- ※「授業料納入のお知らせ」は授業料減免の決定通知書ではありません。決定通知書は、申請者（学生）本人が所定の窓口で受け取ってください。

IV : 緊急授業料減免に関するQ & A

- Q 1 減免対象者の条件として、「家計支持者の令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入額と令和4年の収入見込額を比較し、1/2以下となった者」とありますが、減少率が49%では申請できませんか？
- A 1 49%では申請できません。
予算に限りがあること等により「1/2以下となった者」となっております。ご理解いただきますようお願いいたします。
- Q 2 通常の授業料減免では、「東日本大震災の被災者」等の特例がありますが、緊急授業料減免に特例はないのですか？
- A 2 緊急授業料減免に特例はありません。
今回の緊急授業料減免は「新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難になった学生」を対象としているため、被災者等の特例はありません。
- Q 3 私の父は自営業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年の収入が令和元年の半分以下になっていることは間違いありません。令和4年の収入額の証明書類を添付しなければ申請できませんか？
- A 3 申請するには、令和4年の収入額の証明書類を添付することが必要です。
授業料を減免するには、客観的な根拠が必要です。収入額の証明書類は必ず添付してください。収入額が確認できる書類が添付されていない場合は書類の不備となり「不許可」判定となりますので、ご注意ください。
- Q 4 私の父は自営業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業自粛していて、売上がありません。収入額の証明はどうしたらよいですか？
- A 4 自営業の方は、税務署での確定申告に必要な「売上台帳」等のコピーを添付してください。売上が0円であれば「0円」とわかる部分のコピーを添付してください。
- Q 5 私の父は自営業で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業自粛していて、売上はありませんが、店舗の家賃を支払っているため、実際には「マイナス」です。収入額はどのように記載したらよいですか？
- A 5 「0円」と記載してください。
- Q 6 ①令和元年、令和2年もしくは令和3年の収入を確認する書類が用意できないため、様式C-1-1を作ることができません。

②令和4年の収入を確認する書類が用意できないため、様式C-3-1を作ることができません。

申請するにはどうしたらよいですか？

A 6 収入を確認する書類が提出できない場合は、申請できません。

申請受付後に書類が不足していることがわかった場合、申請者（学生本人）にご連絡し、別途指定する期日までに提出していただきます。それでも提出できなかった場合には、書類の不備として「不許可」の判定となりますので、あらかじめご了承ください。

<重要> 収入額（収入見込額）が記載されていない、または、収入額（収入見込額）は記載されているが、その根拠がわかる書類が添付されていないものは認められません（「大体これくらいの収入」では認められません）。
なお、後日、記載内容について、確認することがあります。その際、記載内容が確認できなかった場合は、減免の決定が取り消されることがあります。

Q 7 減免判定結果は家計支持者にも通知されますか？

A 7 家計支持者は申請者ではないため、減免判定結果の通知は行っておりません。

減免判定結果については、掲示等により申請者（学生）に告知し、決定通知書を窓口でお渡しします。

（学部等によっては、決定通知書を郵送またはメールで交付する場合があります）

V : 提出先 Submission locations

所属する学部・学院（研究科）等の事務へ提出してください。郵送の場合は、封筒の表に「後期緊急授業料減免申請書類在中」とお書きください。

Please submit the application materials to your school/graduate school office.

-
- ①申請者の所属先（令和4年10月1日現在）
school/graduate school (as of 1st October, 2022)
 - ②送り先住所
Address
 - ③メールアドレス（[at]を@に変えてください）
E-mail Address (Please change [at] to @.)

-
- ①文学部/大学院文学院
 - ②〒060-0810
札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学 文学事務部 教務担当
 - ③lkyom[at]let.hokudai.ac.jp
 - ①School of Humanities and Human Sciences/Graduate School of Humanities and Human Sciences
 - ②〒060-0810
Kita 10, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo
Hokkaido University Graduate School of Humanities and Human Sciences (Kyomu)
 - ③lkyom[at]let.hokudai.ac.jp
-

①法学部/法学研究科/法科大学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 法学部事務部 学事担当

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①School of Law/Graduate School of Law/Law School

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Law (Gakuji)

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①大学院情報科学院

②〒060-0814

札幌市北区北14条西9丁目

北海道大学 情報科学研究院事務課 教務担当

③kyomu-stu[at]ist.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Information Science and Technology

②〒060-0814

Kita 14, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Information Science and Technology (Kyomu)

③kyomu-stu[at]ist.hokudai.ac.jp

①水産学部（3～4年生）/大学院水産科学院

②〒041-8611

函館市港町3-1-1

北海道大学 函館キャンパス事務部 学生担当

③gakusei[at]fish.hokudai.ac.jp

①School of Fisheries Sciences (Junior, Senior)/Graduate School of Fisheries Sciences

②〒041-8611

3-1-1, Minato-cho, Hakodate

Hokkaido University Office of Hakodate-campus (gakusei)

③gakusei[at]fish.hokudai.ac.jp

①大学院環境科学院

②〒060-0810

札幌市北区北10条西5丁目

北海道大学 環境科学事務部 教務担当

③kyomu[at]ees.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Environmental Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 5, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Environmental Science
(Kyomu)

③kyomu[at]ees.hokudai.ac.jp

①理学部

②〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 教務担当

③rkyo1[at]sci.hokudai.ac.jp

①School of Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of School of Science (Kyomu)

③rkyo1[at]sci.hokudai.ac.jp

①大学院理学院

②〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当

③r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Science

②〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life Science
Administration

Department, Hokkaido University (Daigakuin)

③r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①農学部/大学院農学院

②〒060-8589

札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 農学・食資源学事務部 学生支援担当

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①School of Agriculture/Graduate School of Agriculture

②〒060-8589

Kita 9, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Global Food Resources
(Gakusei Shien)

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①大学院生命科学院 Graduate School of Life Science

①-1 ①-2 以外の学生

②-1 〒060-0810

札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当

③-1 r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①-1 Students who belong to other than ①-2.

②-1 〒060-0810

Kita 10, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Graduate School Educational Affairs Section, Science and Life
Science Administration Department, Hokkaido University (Daigakuin)

③-1 r-gakuin[at]sci.hokudai.ac.jp

①-2 臨床薬学専攻及び生命科学専攻生命医薬科学コース所属の学生

②-2 〒060-0812

札幌市北区北12条西6丁目

北海道大学 薬学事務部 教務担当

③-2 kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①-2 Division of Life Science, Biomedical and Pharmaceutical Science
Course and Division of Clinical Pharmacy Students

②-2 〒060-0812

Kita 12, Nishi 6, Kita-ku, Sapporo

Academic Affairs Section, Administration of School of Pharmaceutical
Sciences and Pharmacy, Hokkaido University (Daigakuin)

③-2 kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①教育学部/大学院教育学院

②〒060-0811

札幌市北区北11条西7丁目

北海道大学 教育学事務部 教務担当

③edkyomu[at]edu.hokudai.ac.jp

①School of Education/Graduate School of Education

②〒060-0811

Kita11, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Education (Kyomu)

③edkyomu[at]edu.hokudai.ac.jp

①大学院国際広報メディア・観光学院

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 メディア・観光学事務部 教務担当

③kyomu[at]imc.hokudai.ac.jp

①Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Academic affairs section, Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies, Hokkaido University

③kyomu[at]imc.hokudai.ac.jp

①医学部保健学科/大学院保健科学院

②〒060-0812

札幌市北区北12条西5丁目

北海道大学 保健科学研究所事務課 教務担当

③kyomu[at]hs.hokudai.ac.jp

①School of Medicine (Health Sciences)/Graduate School of Health Sciences

②〒060-0812

Kita 12, Nishi 5, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Health Sciences (Kyomu)

③kyomu[at]hs.hokudai.ac.jp

①工学部/大学院工学院

②〒060-8628

札幌市北区北13条西8丁目

北海道大学 工学系事務部教務課 学生支援担当

③k-gaksei[at]eng.hokudai.ac.jp

①School of engineering/Graduate School of Engineering

②〒060-8628

Kita 13, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Engineering (Kyomu Gakusei Shien)

③k-gaksei[at]eng.hokudai.ac.jp

①大学院総合化学院

②〒060-8628

札幌市北区北13条西8丁目

北海道大学 総合化学院事務室 教務担当

③c-sougou[at]cse.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Chemical Sciences and Engineering

②〒060-8628

Kita 13, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Chemical Sciences and Engineering (Kyomu)

③c-sougou[at]cse.hokudai.ac.jp

①経済学部/大学院経済学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 経済学事務部 教務担当

③ecokyomu[at]jimu.hokudai.ac.jp

①School of Economics and Business/Graduate School of Economics and Business

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Student Affairs Office, School/Graduate School of Economics and Business, Hokkaido University

③ecokyomu[at]jimu.hokudai.ac.jp

①医学部医学科

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医学科教務担当

③kyomu[at]med.hokudai.ac.jp

①School of Medicine

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University School of Medicine (Kyomu)

③kyomu[at]med.hokudai.ac.jp

①大学院医学院

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医学院教務担当

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Medicine

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Medicine (Kyomu)

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①歯学部/大学院歯学院

②〒060-8586

札幌市北区北13条西7丁目

北海道大学 歯学事務部 教務担当

③kyomu[at]den.hokudai.ac.jp

①School of Dental Medicine/Graduate School of Dental Medicine

②〒060-8586

Kita 13, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Dental Medicine (Kyomu)

③kyomu[at]den.hokudai.ac.jp

①獣医学部/大学院獣医学院

②〒060-0818

札幌市北区北18条西9丁目

北海道大学 獣医学系事務部 教務担当

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①School of Veterinary Medicine/Graduate School of Veterinary Medicine

②〒060-0818

Kita 18, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Veterinary Medicine
(Kyomu)

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①大学院医理工学院

②〒060-8638

札幌市北区北15条西7丁目

北海道大学 医学系事務部総務課 医理工学院教務担当

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Biomedical Science and Engineering

②〒060-8638

Kita 15, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Biomedical Science and
Engineering (Kyomu)

③d-tanto[at]med.hokudai.ac.jp

①大学院国際感染症学院

②〒060-0818

札幌市北区北18条西9丁目

北海道大学 獣医学系事務部 教務担当

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Infectious Diseases

②〒060-0818

Kita 18, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Infectious Diseases
(Kyomu)

③kyomu[at]vetmed.hokudai.ac.jp

①大学院国際食資源学院

②〒060-8589

札幌市北区北9条西9丁目

北海道大学 農学・食資源学事務部 学生支援担当

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①Graduate School of Global Food Resources

②〒060-8589

Kita 9, Nishi 9, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Global Food Resources
(Gakusei Shien)

③kyomu[at]agr.hokudai.ac.jp

①公共政策大学院

②〒060-0809

札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 法学部事務部 学事担当

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①Public Policy School

②〒060-0809

Kita 9, Nishi7, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Graduate School of Law (Gakuji)

③gakuji[at]juris.hokudai.ac.jp

①薬学部

②〒060-0812

札幌市北区北12条西6丁目

北海道大学 薬学事務部 教務担当

③kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①School of Pharmaceutical Sciences and Pharmacy

②〒060-0812

Kita 12, Nishi 6, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Office of Faculty Pharmaceutical Sciences (Kyomu)

③kyomu[at]pharm.hokudai.ac.jp

①学部1年生と水産学部（2年生のみ）

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部学生支援課 奨学支援担当

③syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp

①Freshman, School of Fisheries Sciences (Sophomore)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Student Support Division

③syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp

①現代日本学プログラム課程

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当

③mjsp[at]oia.hokudai.ac.jp

①Modern Japanese Studies Program (MJSP)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Educational Promotion
Division Modern Japanese Studies Program (MJSP)

③mjsp[at]oia.hokudai.ac.jp

①ISP（1年次のみ）

②〒060-0817

札幌市北区北17条西8丁目

北海道大学 学務部教育推進課 現代日本学プログラム・ISP担当

③isp[at]oia.hokudai.ac.jp

①1st-year students, Integrated Science Program (ISP)

②〒060-0817

Kita 17, Nishi 8, Kita-ku, Sapporo

Hokkaido University Academic Affairs Department Educational Promotion
Division Integrated Science Program (ISP)

③isp[at]oia.hokudai.ac.jp

VI : 問い合わせ窓口

○授業料減免について

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

場所：高等教育推進機構 4 番 B 窓口

E-mail：syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp ※[at]は@に置き換えてください。

TEL：(011)706-7530（平日 8:30～17:00）※受付時間外のお電話はご遠慮ください。

○授業料の納入方法等について

北海道大学財務部経理課収入担当

TEL：(011)706-2048（平日 8:30～17:00）※受付時間外のお電話はご遠慮ください。